

若者・女性創業支援資金申込について

【はじめにご確認ください】

本資金は創業を考えている方、又は創業して4年以内の方で、個人の方は県内に住所がある方、法人の方は本店所在地が県内の方が対象となります。詳しい要件等に関しましては、いわて起業家育成資金貸付要綱をご覧くださいませようよろしくお願いいたします。

〈申込の流れ〉

① 商工指導団体の認定

○若者・女性創業支援資金の貸付を希望される方は、商工指導団体（商工会議所または商工会）の認定を受ける必要があります。創業を行う予定または創業している市町村の商工指導団体に下記ウェブページにあります以下の様式を記入の上、必要書類を添えてお申し込みください。

- ① 「様式第2号 創業計画書」
- ② 「様式第4号 若者・女性創業支援資金認定申込書」

岩手県ウェブページ (<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/sangyoushinkou/kinyuu/1009133.html>)

② 金融機関への申込

○商工指導団体（商工会議所または商工会）より若者・女性創業支援資金「様式第5号 若者・女性創業支援資金認定書」の交付を受けましたら、金融機関への融資申込を行ってください。

申込みの際に必要なのは以下のとおりです。

- ① 「様式第1号 いわて起業家育成資金借入申込書」
- ② 「様式第2号 創業計画書」
- ③ 「様式第5号 若者・女性創業支援資金認定書」

③ 審査

○金融機関と信用保証協会の審査を受けます。

④ 融資

○審査に通り、融資が決定されると、融資が実行されます。

〈申込先〉

- 創業予定の方：創業を予定している市町村の商工指導団体（商工会議所または商工会）
 - 既に創業されている方：創業している市町村の商工指導団体（商工会議所または商工会）
- ※住所が〇〇市にあっても、創業予定地が××町の場合は××町にある商工指導団体に申請。

〈お問合せ先〉

本資金及び制度融資に関するご相談は、下記お問合せ先、商工指導団体または県制度融資取り扱い金融機関にお問い合わせください。

お問合せ先	岩手県商工労働観光部 経営支援課 金融担当
電話番号	019-629-5541、5542